

学生各位(4年生～専攻科2年生)

学生課 学生係

前期授業料の減免申請について

このことについて、授業料減免を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

書類受取期限 **令和3年 4月28日(水)**

書類提出期限 **令和3年 5月 6日(木) 17時** ※書類受取後の必要書類提出期限

対象者 次のいずれかに該当する者

高等教育の修学支援新制度による授業料減免

- ①日本学生支援機構給付奨学金の奨学生
- ②日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者、在学採用申込(予定)者

国立高専機構における授業料免除制度

- ③専攻科1年生以上の学生で、修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる者又は、新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる者
- ④授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した者又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変は、風水害等の災害を受けたものとして扱います。)
- ⑤授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者

その他

- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・日本学生支援機構給付奨学金の奨学生、予約採用者、在学採用申込(予定)者は必ず申し込みをしてください。

以上